

八十二カードローン規定 新旧対比表

(下線部:改定箇所)

改 定 前	改 定 後
<p>5. (利息・損害金等)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 借入利率は今後<u>当行</u>の「短期プライムレート連動長期貸出最優遇金利」(以下「基準金利」という)を基準として、基準金利の変動に伴って後記(3)にもとづき上げまたは引下げるものとします。ただし基準金利が上昇した場合でも借入利率の上限は、年15%とします。 <u>(借入利率の上限については、みずずカードローンは除きます)</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>5. (利息・損害金等)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 借入利率は今後<u>銀行</u>の「短期プライムレート連動長期貸出最優遇金利」(以下「基準金利」という)を基準として、基準金利の変動に伴って後記(3)にもとづき上げまたは引下げるものとします。ただし基準金利が上昇した場合でも借入利率の上限は、年15%とします。<u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>6. (約定返済)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 前記(1)にかかわらず、約定返済日前日現在の当座貸越残高が約定返済額に満たない場合は、約定返済日前日現在における当座貸越残高の全額を返済額とします。 ただし、社員カードローンの場合は、当月1日(銀行休業日の場合は前営業日)の当座貸越残高が前月の約定返済日の当座貸越残高に対する約定返済額以下の場合、その返済額の範囲内で、約定返済日の前営業日の当座貸越残高および、前記5(1)の<u>所定の</u>利息額の合計額を返済額とします。</p>	<p>6. (約定返済)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 前記(1)にかかわらず、約定返済日前日現在の当座貸越残高が約定返済額に満たない場合は、約定返済日前日現在における当座貸越残高の全額を返済額とします。 ただし、社員カードローンの場合は、当月1日(銀行休業日の場合は前営業日)の当座貸越残高が前月の約定返済日の当座貸越残高に対する約定返済額以下の場合、その返済額の範囲内で、約定返済日の前営業日の当座貸越残高および、前記5(1)の<u>計算方法による</u>利息額の合計額を返済額とします。</p>
<p>8. (任意返済)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) <u>当行</u>本支店窓口においてローンカードと<u>当行所定の</u>入金票の提出により返済することができます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>8. (任意返済)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) <u>銀行</u>本支店窓口においてローンカードと<u>銀行の定める</u>入金票の提出により返済することができます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>9. (諸費用の支払い)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 前記(1)以外の諸費用は、当行所定の日、方</p>	<p>9. (諸費用の支払い)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 前記(1)以外の諸費用は、銀行が別途指定する</p>

改 定 前	改 定 後
<p>法により、当座貸越残高に組入れるものとします。</p>	<p>日、方法により、当座貸越残高に組入れるものとします。</p>
<p>10. (期限前の全額返済義務)</p> <p>(1) 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、<u>当行から通知催告等</u>がなくても、本取引による<u>いっさいの債務</u>につき当然期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済するものとします。</p> <p>① <u>前記6に定める約定返済を遅延し、翌々月末日(銀行が休日の場合は前営業日)にいたっても返済しなかったとき。</u> (略)</p> <p>③ <u>預金その他当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。</u></p> <p>④ <u>手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</u></p> <p>⑤ <u>住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が不明となったとき。</u></p> <p>⑥ <u>相続の開始があったとき。</u></p> <p>⑦ <u>八十二信用保証株式会社、または勤務先である会社から保証の中止または解約の申出があったとき。</u></p> <p>⑧ <u>当行が返済用預金口座を「八十二総合口座取引規定」により取引の停止、または解約をしたとき。</u></p> <p>⑨ <u>勤務先である会社を退職したとき(社員カードローンの場合)。</u> (略)</p> <p>12. (解約等)</p> <p>(1) 本取引を解約する場合は、<u>当行所定の書面</u>により<u>当行</u>に通知して、直ちに本取引による債務全額を返済するものとします。 (略)</p> <p>18. (成年後見人等の届出)</p>	<p>10. (期限前の全額返済義務)</p> <p>(1) 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、<u>銀行から通知催告等</u>がなくても、本取引による<u>いっさいの債務</u>につき当然期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済するものとします。</p> <p>① <u>前記6に規定する返済を遅延し、<u>相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。</u></u> (略)</p> <p>④ <u>借主の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。</u></p> <p>③ <u>手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</u></p> <p>⑤ <u>住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、銀行に借主の所在が不明となり、銀行が督促できないことが判明したとき。</u> (削除)</p> <p>⑥ <u>八十二信用保証株式会社、または勤務先である会社から保証の中止または解約の申出があったとき。</u></p> <p>⑦ <u>銀行が返済用預金口座を「八十二総合口座取引規定」により取引の停止、または解約をしたとき。</u></p> <p>⑧ <u>勤務先である会社を退職したとき(社員カードローンの場合)。</u> (略)</p> <p>12. (解約等)</p> <p>(1) 本取引を解約する場合は、<u>銀行の定める書面</u>により<u>銀行</u>に通知して、直ちに本取引による債務全額を返済するものとします。 (略)</p> <p>22. (成年後見人等の届出)</p>

改 定 前	改 定 後
<p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって<u>追加</u>届け出るものとします。<u>追加</u></p> <p>(略)</p>	<p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって、<u>銀行に届け出るものとします。また、借主の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に銀行に届け出るものとします。</u></p> <p>(略)</p>
<p><u>19.</u> (届出事項の変更)</p>	<p><u>18.</u> (届出事項の変更)</p>
<p><u>20.</u> (報告および調査)</p>	<p><u>19.</u> (報告および調査)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>20.</u> (公正証書作成義務)</p> <p><u>借主は銀行から請求がある場合には、直ちにこの約定による債務の承認ならびに強制執行の認諾がある公正証書の作成に必要な手続きをします。このために要した費用は借主が負担します。</u></p>
<p><u>21.</u> (合意管轄)</p>	<p><u>23.</u> (合意管轄)</p>
<p><u>22.</u> (個人信用情報機関への登録)</p>	<p>(削除)</p>
<p>(1) <u>本取引についての貸越極度額、契約日、取引期間等の借入内容にかかる客観的事実について、契約期間中および本取引による債務を全額返済した日から5年を超えない期間、当行が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員が自己の取引上の判断のために利用することに同意します。</u></p> <p>(2) <u>次の各号の事実が発生したときは、各号に定める期間その事実について前記(1)と同様に登録し、利用することができるものとします。</u></p> <p>① <u>本取引による債務の返済を遅延したときおよびその遅延分を返済したときは、返済した日から5年を超えない期間。</u></p> <p>② <u>本取引による債務について保証会社等第三者から当行が支払を受け、または相殺、もしくはは担保権実行などの強制回収手続きによ</u></p>	

改 定 前	改 定 後
<p><u>り当行が回収したときは、その事実発生日から5年を超えない期間。</u></p> <p><u>23. (反社会的勢力の排除)</u></p> <p><u>24. (規定の変更)</u> <u>この規定の内容を変更する場合(ただし、前記5(6)により利率および損害金の割合が変更される場合を除く)、当行はあらかじめ変更内容および変更日を書面で通知します。この場合変更日以降は変更後の内容により本取引を行うものとします。</u></p>	<p><u>21. (反社会的勢力の排除)</u></p> <p><u>24. (規定の変更)</u> <u>(1) 銀行は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この規定を変更する必要が生じたときには、民法第548条の4の規定に基づいて、変更できるものとします。</u> <u>(2) 銀行は、第1項の変更をするときは、その効力の発生時期を定め、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。</u></p>